

平成 22 年第 1 回安城市議会定例会付議案件

22. 2. 15

仮番	内 容	
1	議 案 番 号	第 1 号議案
	議 案 名	安城市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>危機管理に関する取組を強化するとともに、産業振興及び環境施策の一層の推進を図るもの 22. 4. 1～</p> <p>1 経済環境部の廃止</p> <p>2 産業振興部及び環境部の新設 産業振興部の分掌する事務 (1) 農業に関すること。 (2) 土地改良に関すること。 (3) 商工、観光及び労働行政に関すること。 (4) その他産業振興に関すること。 環境部の分掌する事務 (1) 持続可能な社会の形成に関すること。 (2) 環境保全に関すること。 (3) 廃棄物処理及び清掃に関すること。</p> <p>3 市民生活部の分掌する事務の変更 「消防及び防災に関すること」→「消防及び危機管理に関すること」</p>
2	議 案 番 号	第 2 号議案
	議 案 名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>事務事業の見直しに伴うもの 22. 4. 1～</p> <p>職員定数の変更</p> <p>1 教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 158人 → 157人 (1人減)</p> <p>2 農業委員会の事務局の職員 6人 → 7人 (1人増)</p>

仮番	内 容	
3	議 案 番 号	第3号議案
	議 案 名	安城市職員の給与に関する条例及び安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要		<p>労働基準法及び地方公務員法の改正に伴うもの 22. 4. 1～</p> <p>1 安城市職員の給与に関する条例の一部改正 月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150（午後10時から翌日の午前5時までは、100分の175）に引き上げる。</p> <p>2 安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができる制度を新設する。</p>

仮番	内 容																																		
4	議 案 番 号	第 4 号議案																																	
	議 案 名	安城市職員退職手当支給条例及び安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																	
	<p>国家公務員退職手当法の改正に準じ、退職手当の新たな支給制限、公布の日～返納等の制度を設けることに伴うもの</p>																																		
	<p>1 安城市職員退職手当支給条例の一部改正 退職手当の支給の差止め並びに退職手当の全部又は一部の支給制限、返納及び納付に係る規定の整備</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="312 557 397 595">対象</th> <th data-bbox="397 557 536 595">区分</th> <th data-bbox="536 557 1434 595">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="312 595 397 1424" rowspan="12">本 人</td> <td data-bbox="397 595 536 909" rowspan="4">差止め</td> <td data-bbox="536 595 1434 633">刑事事件に関し起訴をされ、その判決の確定前に退職をしたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 633 1434 672">刑事事件に関し退職後に起訴をされたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 672 1434 831">刑事事件に関しその者が逮捕されたとき又は事情聴取・調査により犯罪があると思料する場合で、退職手当を支払うことが公務に対する信頼確保の上で支障を生ずると認めるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 831 1434 909">退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由があると思料するとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 909 536 1223" rowspan="6">支給制限</td> <td data-bbox="536 909 1434 1021" rowspan="2">本人</td> <td data-bbox="536 909 1434 947">懲戒免職等処分を受けて退職をしたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 947 1434 1021">地方公務員法の欠格条項による失職又はこれに準ずる退職をしたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1021 647 1223" rowspan="4">支払前</td> <td data-bbox="647 1021 1434 1059">刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1059 1434 1149">退職後に在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1149 1434 1223">退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1223 1434 1279">退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1223 536 1424" rowspan="2">返納</td> <td data-bbox="536 1223 647 1424" rowspan="2">支払後</td> <td data-bbox="647 1223 1434 1261">刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1261 1434 1424">退職後に在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。 退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1424 397 1659" rowspan="3">死亡した者の遺族</td> <td data-bbox="397 1424 536 1503">差止め</td> <td data-bbox="536 1424 1434 1503" rowspan="2">退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由があると思料するとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1503 536 1581">支給制限</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1581 536 1659">返納</td> <td data-bbox="536 1581 1434 1659">支払後 退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1659 397 1861" rowspan="3">退職者の相続人</td> <td data-bbox="397 1659 536 1861" rowspan="3">納付</td> <td data-bbox="536 1659 1434 1697">退職者が刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1697 1434 1787">退職者が退職後に在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1787 1434 1861">退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</td> </tr> </tbody> </table>		対象	区分	条 件	本 人	差止め	刑事事件に関し起訴をされ、その判決の確定前に退職をしたとき。	刑事事件に関し退職後に起訴をされたとき。	刑事事件に関しその者が逮捕されたとき又は事情聴取・調査により犯罪があると思料する場合で、退職手当を支払うことが公務に対する信頼確保の上で支障を生ずると認めるとき。	退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由があると思料するとき。	支給制限	本人	懲戒免職等処分を受けて退職をしたとき。	地方公務員法の欠格条項による失職又はこれに準ずる退職をしたとき。	支払前	刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。	退職後に在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。	退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。	退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。	返納	支払後	刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。	退職後に在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。 退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。	死亡した者の遺族	差止め	退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由があると思料するとき。	支給制限	返納	支払後 退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。	退職者の相続人	納付	退職者が刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。	退職者が退職後に在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。	退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。
対象	区分	条 件																																	
本 人	差止め	刑事事件に関し起訴をされ、その判決の確定前に退職をしたとき。																																	
		刑事事件に関し退職後に起訴をされたとき。																																	
		刑事事件に関しその者が逮捕されたとき又は事情聴取・調査により犯罪があると思料する場合で、退職手当を支払うことが公務に対する信頼確保の上で支障を生ずると認めるとき。																																	
		退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由があると思料するとき。																																	
	支給制限	本人	懲戒免職等処分を受けて退職をしたとき。																																
			地方公務員法の欠格条項による失職又はこれに準ずる退職をしたとき。																																
		支払前	刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。																																
			退職後に在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。																																
			退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。																																
			退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。																																
	返納	支払後	刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。																																
			退職後に在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。 退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。																																
死亡した者の遺族	差止め	退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由があると思料するとき。																																	
	支給制限																																		
	返納	支払後 退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。																																	
退職者の相続人	納付	退職者が刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。																																	
		退職者が退職後に在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。																																	
		退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。																																	
	<p>2 安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、市長が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付をさせることができる旨の規定を追加</p>																																		

仮番	内 容	
5	議 案 番 号	第 5 号議案
	議 案 名	安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>安城保育園の移転に伴うもの 22. 3. 29～</p> <p>位置 安城市大東町 8 番 2 号 → 安城市大東町 1 1 番 3 0 号</p>
6	議 案 番 号	第 6 号議案
	議 案 名	安城市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>診療日の変更に伴うもの 22. 4. 1～</p> <p>1 診療所の名称の変更 「休日急病診療所」 → 「休日夜間急病診療所」</p> <p>2 診療日の変更（規則で規定） （1）内科・小児科について平日の夜間を診療日に加える。 月曜日から金曜日まで 午後 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで（休日及び 1 2 月 3 0 日から翌年 1 月 3 日までを除く。） （2）市長が必要と認めたときは、診療日及び診療時間を変更することができる。</p>
7	議 案 番 号	第 7 号議案
	議 案 名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>市費負担教員の給与の額及び勤務時間について、県費負担教員に 22. 4. 1～ 準じたものとするもの</p> <p>1 地域手当の支給割合の引下げ 給料月額及び扶養手当の月額の合計額の 1 0 0 分の 8 → 1 0 0 分の 6. 5</p> <p>2 給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の特例（附則） 平成 2 2 年度に限り、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額は、それぞれ、条例に定める額から当該額に 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>3 勤務時間の特例の廃止（附則） 勤務時間について、県費負担教員と同様 1 日当たり 7 時間 4 5 分とする。</p>

仮番	内 容	
8	議案番号	第8号議案
	議案名	安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	安城市図書館協議会の委員を増員するもの 協議会の委員の定数の変更 5人 → 10人以内 22. 4. 1～
9	議案番号	第9号議案
	議案名	平成21年度安城市一般会計補正予算（第4号）について
	摘 要	資料別添
10 （ 18	議案番号	第10号議案 ～ 第18号議案
	議案名	平成21年度安城市特別会計補正予算について
	摘 要	国民健康保険事業（第2号） 土地取得（第1号） 下水道事業（第2号） 老人保健事業（第2号） 安城北部土地区画整理事業（第2号） 農業集落排水事業（第1号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第3号） 介護保険事業（第2号） 後期高齢者医療（第3号）の9会計 資料別添
19	議案番号	第19号議案
	議案名	平成21年度安城市水道事業会計補正予算（第2号）について
	摘 要	資料別添

仮番	内 容	
20	議案番号	第20号議案
	議案名	平成22年度安城市一般会計予算について
	摘要	資料別添
21 }	議案番号	第21号議案 ～ 第30号議案
	議案名	平成22年度安城市特別会計予算について
	30 摘要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 老人保健事業 安城北部 土地区画整理事業 農業集落排水事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険 事業 後期高齢者医療の10会計 資料別添
31	議案番号	第31号議案
	議案名	平成22年度安城市水道事業会計予算について
	摘要	資料別添

仮番	内 容	
32	議 案 番 号	第 3 2 号議案
	議 案 名	工事請負契約の変更について
	摘 要	<p>平成 2 0 年第 2 回定例会において議決された工事請負契約の額を変更するもの</p> <p>柿田公園線南進道路整備事業 道路築造工事</p> <p>変更前金額 488,250,000 円</p> <p>変更後金額 599,226,600 円</p> <p>増 額 110,976,600 円</p>
33	議 案 番 号	第 3 3 号議案
	議 案 名	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
	摘 要	<p>七宝町、美和町及び甚目寺町を廃し、その区域をもってあま市が設 22. 3. 22～ 置されることに伴うもの</p> <p>1 愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を組織する地方公共団 体の数の減少 平成 2 2 年 3 月 2 2 日をもって七宝町、美和町及び甚目寺町が合併することにより減 少</p> <p>2 広域連合規約の変更 規約の別表に規定する広域連合議員の選挙に係る選挙区を構成する市町村の変更 「七宝町、美和町、甚目寺町」→「あま市」</p>
34	議 案 番 号	第 3 4 号議案
	議 案 名	市道路線の廃止について
	摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>廃止 6 路線 5,505.20m</p>
35	議 案 番 号	第 3 5 号議案
	議 案 名	市道路線の認定について
	摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>認定 3 8 路線 7,157.50m</p> <p>廃止及び認定後の市道 3,766 路線 1,244,576.98m</p>

仮番	内 容	
36	議 案 番 号	同意第1号
	議 案 名	副市長の選任について
	摘 要	<p>副市長 神谷和也及び副市長 山田朝夫の任期満了（平成22年3月31日）に伴う後任の選任</p> <p>副市長 任期 4年 定数 2人</p>
37	議 案 番 号	同意第2号
	議 案 名	監査委員の選任について
	摘 要	<p>委員 鈴木敬之の任期満了（平成22年5月11日）に伴う後任の選任</p> <p>監査委員 識見を有する者のうちから選任される者 任期 4年 定数 1人 要件 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者</p> <p>議員のうちから選任される者 任期 議員の任期 定数 1人</p>